

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公開番号】特開2004-149539(P2004-149539A)

【公開日】平成16年5月27日(2004.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2004-020

【出願番号】特願2003-394730(P2003-394730)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/13

【F I】

A 6 1 K 7/13

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月9日(2004.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

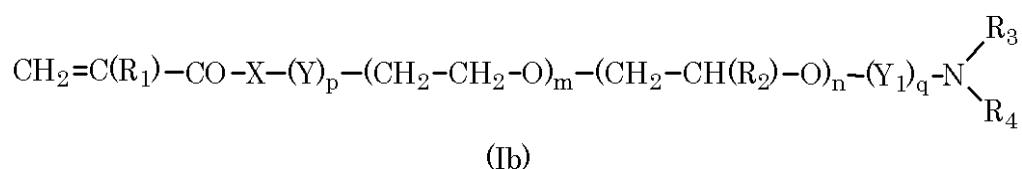
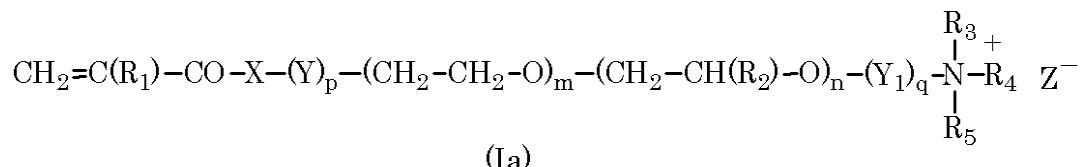
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

適切な染色媒体中に、少なくとも一つの酸化染料、少なくとも一つのC<sub>10</sub>~C<sub>14</sub>脂肪酸及び以下を含む少なくとも一つのカチオン性ポリ(ビニルラクタム)ポリマーを含む、ケラチン繊維、特にヒトのケラチン繊維、さらに詳細には毛髪の酸化染色組成物：

- a ) ビニルラクタム又はアルキルビニルラクタム型の少なくとも一つのモノマー；
- b ) 以下の構造(Ia)又は(Ib)を有する少なくとの一つのモノマー：



式中：

Xは酸素原子又は基N R<sub>6</sub>を意味し、

R<sub>1</sub>及びR<sub>6</sub>は、相互に独立に、水素原子又は直鎖若しくは分岐したC<sub>1</sub>~C<sub>5</sub>アルキル基を意味し、

R<sub>2</sub>は直鎖又は分岐したC<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>アルキル基を意味し、

R<sub>3</sub>、R<sub>4</sub>及びR<sub>5</sub>は、相互に独立に、水素原子、直鎖又は分岐したC<sub>1</sub>~C<sub>30</sub>アルキル基又は式(II)の基を意味し：



Y、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、相互に独立に、直鎖又は分岐したC<sub>2</sub>～C<sub>16</sub>アルキレン基を意味し、

R<sub>7</sub>は水素原子又は直鎖若しくは分岐したC<sub>1</sub>～C<sub>4</sub>アルキル基又は直鎖若しくは分岐したC<sub>1</sub>～C<sub>4</sub>ヒドロキシアルキル基を意味し、

R<sub>8</sub>は水素原子又は直鎖若しくは分岐したC<sub>1</sub>～C<sub>30</sub>アルキル基を意味し、

p、q及びrは、相互に独立に、0又は1の値のいずれかを意味し、

m及びnは、相互に独立に、0～100の範囲の整数を意味し、

xは1～100の範囲の整数を意味し、

Zは有機又は無機酸アニオンを意味し、

ただし、以下を条件とする：

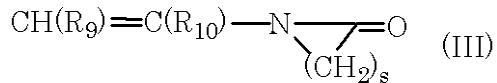
- 少なくとも一つの置換基R<sub>3</sub>、R<sub>4</sub>、R<sub>5</sub>又はR<sub>8</sub>は直鎖又は分岐したC<sub>9</sub>～C<sub>30</sub>アルキル基を意味し、

- m又はnが0でない場合、qは1に等しく、

- m又はnが0に等しい場合、p又はqは0に等しい。

#### 【請求項2】

ビニルラクタム又はアルキルビニルラクタムモノマーが構造(III)を有する化合物であることを特徴とする、請求項1に記載の組成物：



式中：

sは3～6の範囲の整数を意味し、

R<sub>9</sub>は水素原子又はC<sub>1</sub>～C<sub>5</sub>アルキル基を意味し、

R<sub>10</sub>は水素原子又はC<sub>1</sub>～C<sub>5</sub>アルキル基を意味し、ただし、基R<sub>9</sub>及びR<sub>10</sub>の少なくとも一つは水素原子を意味する。

#### 【請求項3】

カチオン性ポリ(ビニルラクタム)ポリマーを以下から選択することを特徴とする、先の請求項1又は2に記載の組成物：ビニルピロリドン/ジメチルアミノプロピルメタクリルアミド/デシルジメチルメタクリルアミドプロピルアンモニウムトシレート又はクロリドターポリマー、ビニルピロリドン/ジメチルアミノプロピルメタクリルアミド/ココイルジメチルメタクリルアミドプロピルアンモニウムトシレート又はクロリドターポリマー、ビニルピロリドン/ジメチルアミノプロピルメタクリルアミド/ラウリルジメチルメタクリルアミドプロピルアンモニウムトシレート又はクロリドターポリマー。

#### 【請求項4】

一又は複数のカチオン性ポリ(ビニルラクタム)を組成物の全質量の0.01から10質量%まで変化する量で使用することを特徴とする、先の請求項1ないし3のいずれか1項に記載の組成物。

#### 【請求項5】

C<sub>10</sub>～C<sub>14</sub>脂肪酸をカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸、及びこれらの混合物で形成される群から選択することを特徴とする、先の請求項1ないし4のいずれか1項に記載の組成物。

#### 【請求項6】

C<sub>10</sub>～C<sub>14</sub>脂肪酸がラウリン酸であることを特徴とする、請求項5に記載の組成物。

#### 【請求項7】

C<sub>10</sub>～C<sub>14</sub>脂肪酸を組成物の全質量に対して0.1質量%～40質量%、好ましくは2～25質量%、より好ましくは5～20質量%の範囲の量で使用することを特徴とする、先の請求項1ないし6のいずれか1項に記載の組成物。

#### 【請求項8】

酸化染料を酸化塩基及び/又はカプラーから選択することを特徴とする、先の請求項1

ないし 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

組成物がさらに酸化剤を含みかつ組成物が即時使用可能であることを特徴とする、先の請求項 1 ないし 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

ケラチン繊維、特にヒトのケラチン繊維、例えば毛髪を染色する方法であって、該方法が適切な染色媒体中に以下を含む少なくとも一つの組成物 A を該繊維に適用することから成ることを特徴とする方法：組成物 A の使用時に混合されるか又は中間でリンすることなく順次適用される少なくとも一つの酸化剤を含む組成物 B によって、アルカリ性、中性又は酸性 pH において色が発色する少なくとも一つの酸化染料、組成物 A 中に又は組成物 B 中に又は各組成物 A 及び B 中に存在する請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に規定する少なくとも一つのカチオン性ポリ（ビニルラクタム）、及び組成物 A 中に又は組成物 B 中に又は各組成物 A 及び B 中に存在する請求項 5 ないし 7 の 1 項に規定する少なくとも一つの C<sub>10</sub> ~ C<sub>14</sub> 酸。

【請求項 11】

以下のことを特徴とする、ケラチン繊維、特にヒトのケラチン繊維、例えば毛髪を染色するための 2 - 区画装置又は“キット”：一つの区画が適切な染色媒体中に少なくとも一つの酸化染料を含む組成物 A 1 を含むこと、及び他の区画が適切な染色媒体中に酸化剤、組成物 A 1 中に又は組成物 B 1 中に又は各組成物 A 1 及び B 1 中に存在する請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に規定する少なくとも一つのカチオン性ポリ（ビニルラクタム）、及び組成物 A 1 中に又は組成物 B 1 中に又は各組成物 A 1 及び B 1 中に存在する請求項 5 ないし 7 のいずれか 1 項に規定する C<sub>10</sub> ~ C<sub>14</sub> 酸を含むこと。

【請求項 12】

以下のことを特徴とする、ケラチン繊維、特にヒトのケラチン繊維、例えば毛髪を染色するための 3 - 区画装置：第 1 の区画が適切な染色媒体中に少なくとも一つの酸化染料含む組成物 A 2 を含むこと、第 2 の区画が適切な染色媒体中に少なくとも一つの酸化剤を含む組成物 B 2 を含むこと、及び第 3 の区画が適切な染色媒体中に請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に規定する少なくとも一つのカチオン性ポリ（ビニルラクタム）を含む組成物 C を含むこと、さらに、組成物 A 2 及び / 又は組成物 B 2 は請求項 1 ないし 4 に規定したカチオン性ポリ（ビニルラクタム）を含むことが可能であり、さらに組成物 C は請求項 5 ないし 7 のいずれか 1 項に規定した C<sub>10</sub> ~ C<sub>14</sub> 脂肪酸を含むことが可能である。